

水循環基本計画（原案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		嶋津暉之（シマズテルユキ）			
②住所		（都道府県名） 埼玉県	（市区町村以下） 三郷市早稲田 3 - 2 0 - 4 - 3 0 5		
③電話番号		0 4 8 - 9 5 8 - 2 3 0 9			
④電子メールアドレス		tshimazu@sa2.so-net.ne.jp			
⑤職業		なし	⑥年齢	71歳	⑦性別 男
⑧御意見					
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）			
ページ	行				
全体として		<p>1 現在の水行政、河川行政を形成している法制度の仕組みを変えなければ、水循環基本法は理念法で終わる</p> <p>水循環基本計画原案は水循環に関する施策に関して一通りのことが書かれているが、その内容は課題を網羅した総花的なものであって具体性がないため、基本計画が策定されても、現在の水行政が実際にどのように変わっていくのかについて、具体的なイメージが持つことができない。</p> <p>その根本的な原因は、現在の水行政、河川行政を形成している法制度の仕組みを変えていくことについて何も書かれていないことにある。水循環基本法は水循環の視点から水行政、河川行政を抜本的に変えることを企図したものであるから、既存の法制度をどのように改めていくかについて具体的な記述がなければならないはずである。そのような記述が水循環基本計画原案に一切ないということは従前からの水行政、河川行政がそのまま続けられ、水循環基本法が理念法で終わってしまう可能性が高いことを意味していると考えられる。</p> <p>2 河川法ではダムを造り続けていく仕組みがつくられている</p> <p>現在の水行政、河川行政は治水面・利水面では河川法、利水面では水資源開発促進法に基づいて行われている。</p> <p>1997年に河川法が改正され、各水系ごとに河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになった。河川整備基本方針は長期的な河川整備の目標を定め、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものである。</p> <p>河川整備基本方針および河川整備計画で中心となる内容は、治水対策と利水対策である。治水対策に関しては、基本方針で基本高水流量（長期的な洪水目標流量）と計画高水流量（長期的な河道目標流量）を定め、整備計画では基本方針が定める範囲内で今後20～30年間に実施する予定の河川整備の内容と、それによって達成可能な洪水目標流量および河道目標流量を定めることになっている。</p>			

利根川水系を例にとれば、治水に関しては次の数字が定められている。治水基準点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）の基本高水流量は 22,000 m³/秒（200 年に 1 回の洪水）、計画高水流量は 16,500 m³/秒、河川整備計画の洪水目標流量は 17,000 m³/秒（70～80 年に 1 回の洪水）、河道目標流量は 14,000 m³/秒である。

利根川・江戸川河川整備計画では洪水目標流量 17,000 m³/秒を河道目標流量 14,000 m³/秒まで落とすために、既設ダムの他にハッ場ダムが必要とされている。そして、基本方針では基本高水流量 22,000 m³/秒を計画高水流量 16,500 m³/秒に落とすために、ハッ場ダムの他にダム等洪水調節施設の建設が数多く予定されている。利根川水系河川整備基本方針では完成済み及び計画中の洪水調節施設の治水容量が合計約 6.14 億 m³に対して、残りの必要治水容量は概ね 3.5 億 m³もあり、将来的にダム等の洪水調節施設を造り続けなければならないことになっている。他の水系の河川整備方針も同様であって、現実に来る可能性が極めて小さい非常に大きな洪水流量が基本高水流量として設定されているため、将来的にダムを造り続けなければならない仕組みになっている。

3 河川法では利水面でもダムを造り続けて、根拠があいまいな正常流量を確保することになっている

利水対策でも同様な問題がある。河川整備基本方針では、魚類等の動植物の生息・生育及び漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止などの観点から「流水の正常な機能を維持するため必要な流量」が利水基準点ごとに定められている。利根川水系を例にとれば、中流部の利水基準点「栗橋」（埼玉県久喜市）の正常流量はかんがい期が概ね 120 m³/秒、非かんがい期が概ね 80 m³/秒となっている。渇水時にはこの正常流量を維持するために、ダム等の水源開発施設から補給することが必要とされている。河川整備計画でもこの正常流量の値がそのまま引き継がれ、完成済みダム及び計画ダム等から補給することになっているが、将来的にはその補給では足りず、基本方針により、将来造る予定のダム等の水源開発施設によって、正常流量を確保することになっている。

しかし、実際の河川では正常流量を下回ることがあっても、魚類等の動植物はそれに対応して生息・生育しており、特段の支障はない。ダム等の水源開発施設を建設する理由づくりのため、正常流量の確保が必要とされているのである。

水循環基本法で健全な水循環の維持・回復を打ち出しても、河川法によって根拠があいまいな正常流量の確保が必要とされているため、その確保が最優先されてしまって、健全な水循環の維持・回復という話は空論で終わる可能性が高い。正常流量の必要度とその根拠を根本から見直すことが必要である。

このように、一方では治水目標流量を達成するために、他方では正常流量を確保するために、ダム等を造り続けることになっているのが現在の河川法に基づく治水・利水対策の仕組みなのである。

水循環基本法で理念を掲げても、現実には動いている治水・利水の河川行政がこのようにダムを造り続けることを前提とした歪な仕組みになっているので、その

仕組みを根本から変えなければ、水循環基本法は、実効性のない理念だけの話で終わってしまう。

4 水資源開発促進法による利根川水系等のフルプランが水利用のあり方を規定し、地下水の削減も組み込まれている

利水に関しては水資源開発促進法によって利根川水系等7水系の水資源開発基本計画（フルプラン）が策定されており、各水系の将来の水利用のあり方を規定している。また、法定計画ではないが、フルプランと同様な意味を持つ水需給計画として、ウォータープラン21（新しい全国総合水資源開発計画）がある。

各水系のフルプランやウォータープラン21によって、水需給計画上必要なダム等の水源開発施設が計画され、位置づけられている。そして、その水需給計画では将来の地下水使用量も定めているが、多くの場合、地盤沈下対策等を理由にして、地下水使用量の削減が計画されている。

例えば、東京都について見れば、多摩地域で30～40万 m^3 /日の地下水が水道水源として利用されているが、東京都水道局の水需給計画ではこの多摩地域の地下水は将来、表流水に転換するものとして、水源としてカウントされていない。表流水への転換の主な理由は地盤沈下対策であるが、東京都内の地盤沈下は数十年以上前から沈静化しており、多摩地域の水道で現状以上の地下水を利用し続けることは十分に可能である。転換計画が今なお残っているのはダム等の水源開発事業との関係である。地盤沈下は鎮静化したけれども、東京都が利根川・荒川水系の水源開発事業に参画する理由が損なわれないように、表流水への転換計画が生き続けているのである。

5 放射性物質等による汚染に対して最も安全性が高い水道水源は地下水であり、水循環基本計画は地下水の利用拡大を前面に打ち出し、各水系のフルプランやウォータープラン21をその視点で見直していく方針を示すべきである。

東京都以外の地域でも地盤沈下はとっくに沈静化しているけれども、水源開発事業の理由づくりのため、地下水から表流水への転換計画がいまだに生き続けているところが少なくない。

地下水は最良で重要な水道水源であり、積極的な利用が図られるべきである。2011年3月には福島第一原子力発電所事故の影響で利根川水系水道水は放射性物質ヨウ素131の汚染が重大な問題になった。一時は一部の浄水場が取水停止にもなった。この時に放射性物質汚染に対して最も安全性が高かったのは地下水を水源とする水道水であった。また、2012年5月には利根川系水道水のホルムアルデヒド汚染が大きな問題になった。原因は、産廃業者がヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を利根川の支川に排出したことによるもので、利根川水系の浄水場で加える塩素とヘキサメチレンテトラミンが反応してホルムアルデヒドが生成された。この時も一部の浄水場は取水停止になったが、ホルムアルデヒド汚染と無縁

であったのは地下水を水源とする水道水であり、地下水の活用が図られた。

このような利根川水系水道の水質汚染事故は、地下水が如何に安全な水道水源であるかを物語っており、むしろ、今後は水道用地下水の利用を可能な範囲で増やしていく必要がある。

水循環基本法も理念としてはこのような方向性を持つものであるが、利根川等の各水系フルプランやウォータープラン 21 において地下水利用量の削減が計画されているため、現行のフルプラン等の見直しがされない限り、地下水の利用拡大が進むことはありえない。

したがって、水循環基本計画においては、最も安全性が高い重要な水道水源である地下水の利用拡大を図っていく方向性を示すとともに、各水系フルプランやウォータープラン 21 をその視点で見直すことを明記する必要がある。

6 まとめ

河川法による河川整備基本方針と河川整備計画、および水資源開発促進法による利根川水系等フルプラン、ウォータープラン 21 が現在の水行政、河川行政の仕組みを形成しており、その仕組みを変えなければ、水循環基本計画によってあるべき方向性を打ち出しても、現実には何も変わらない。

水循環基本法に実効性を持たせるためには、各水系の河川整備基本方針、河川整備計画、および利根川水系等フルプラン、ウォータープラン 21 を水循環の視点で根本から見直し、再策定を行うことを水循環基本計画の柱にすることが必要である。

以上